

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

令和8年度介護職員等処遇改善加算算定に係る処遇改善計画書等の提出について（通知）

日頃、本県の介護保険行政の推進について、格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算については、通常、加算を取得する月の前々月の末日までに処遇改善計画書を各指定権者に提出いただく必要がありますが、令和8年4月または5月から加算を取得する場合については、提出期限が令和8年4月15日（水）までに延長されたところです。

今般、別添「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」について（令和8年3月13日老発0313第6号厚生労働省老健局長通知）のとおり、令和8年度の加算に係る処遇改善計画書の様式等が示されました。

については、令和8年度の加算を取得する場合は、下記のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。

また、令和8年4月サービス提供分から新たに加算を算定する場合又は算定区分に変更がある場合は、上記計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、併せてご承知ください。

記

1 「介護職員等処遇改善計画書」の提出期限

	加算算定期期	提出期限（必着）
1	令和7年度から引き続き加算を算定する場合	令和8年4月15日（水）※
2	令和8年4月から新たに加算を算定する場合	
3	令和8年6月から新たに加算を算定する場合	令和8年6月15日（月）

※令和8年4月から加算を算定する事業者は、令和8年6月以降の計画と併せて提出すること。

2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限

	加算算定期期	提出期限（必着）
1	令和7年度から引き続き加算を算定する場合 (加算区分に変更がない場合)	提出不要
2	令和7年度から引き続き加算を算定する場合 (加算区分に変更がある場合)	令和8年4月15日（水）
3	令和8年4月から新たに加算を算定する場合	
4	令和8年6月から新たに加算を算定する場合	令和8年6月15日（月）

3 提出先・問い合わせ先（指定権者が鳥取県または南部箕蚊屋広域連合の場合）

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所 県民福祉局福祉課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

西部総合事務所 県民福祉局福祉課	〒683-0054 米子市糺町1-160	0859-31-9314	tottoriseibufkt@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 南部町法勝寺377-1	0859-39-6222	nan-mino@titan.ocn.ne.jp

#### 4 その他

- ・様式（編集可能媒体）は、当課ホームページに掲載しています。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>
- ・指定地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）に係る計画書等の提出先や提出期限等については、指定権者である市町村にお問い合わせください。  
※例年、計画書の提出先誤り等がございます。ご注意ください。
- ・加算の制度等に関するお問い合わせは厚生労働省コールセンターへお願いします。  
電話：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00）

#### 5 添付資料

- ・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年3月13日老発0313第6号厚生労働省老健局長通知）

#### 【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課  
介護保険・施設担当 福田  
電話：0857-26-7175  
ファクシミリ：0857-26-8168  
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp